

株主リスト関係改正の 解説【補足】

姫野司法書士試験研究所

姫野 寛之

以下は、電子書籍「株主リスト関係改正の解説」に追加していただきたい事項です。
項目は、電子書籍「株主リスト関係改正の解説」に従っていますが、追加していただきたい事項がない場合は、項目を設けていません。

3 登記簿の附属書類の閲覧に関する改正

(1) 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき内容の改正

イ 閲覧しようとする部分

※ 「(注)」として、以下を追加します。

(注) その名称としては、登記官において、申請書類つづり込み帳につづり込まれた附属書類のうち、閲覧しようとする附属書類を特定するに足りる記載がされることを要する。附属書類の名称の記載は、具体的な名称(例えば、「定款」又は「株主総会の議事録」)をもって行われるほか、商業登記法又は規則等の法令に規定された文言(例えば、「取締役が就任を承諾したことを証する書面」)により行われることも差し支えない(平28.6.23民商99号)。

(3) 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき「利害関係を明らかにする事由」及び同申請書に添付すべき「利害関係を証する書面」について

ア 利害関係を明らかにする事由

※ 「(注)」として、以下を追加します。

(注) 例えば、取締役の解任の登記がされている場合において、当該取締役であり、かつ、当該会社の主要な株主である者が、「閲覧しようとする部分」として「その解任について決議された株主総会の議事録」と特定してその閲覧を請求したときの利害関係を明らかにする事由としては、当該会社に対して当該株主総会の決議の有効性を争うための民事訴訟を提起するために、当該株主総会の開催の状況及び決議の状況等につき当該株主総会の議事録の記載内容を確認する必要があることなどが考えられる(平28.6.23民商99号)。

この場合において、「規則第61条第3項の書面」をも閲覧申請の対象とするときの利害関係を明らかにする事由としては、例えば当該株主総会の決議の有効性等を確認するために、閲覧対象の会社が主要な株主の一人として申請人の氏名等を当該書面に記載しているかを確認することなどが考えられる(平28.6.23民商99号)。

イ 利害関係を証する書面

※ 「(注)」として、以下を追加します。

(注) 例えば、上記アに記載した事案において、「株主総会の議事録」の閲覧を申請する場合には、当該申請人が閲覧対象の会社の株主であること及び取締役であったことを証する書面に加えて、訴状の案の写し等の当該株主総会の決議の有効性を争う訴訟を提起する予定であることを証する書面等が必要と考えられる（平28.6.23民商99号）。

また、上記アに記載した事案で「規則第61条第3項の書面」の閲覧を申請する場合も、同様である（平28.6.23民商99号）。

なお、このように、一の閲覧申請につき、「閲覧する部分」として複数の附属書類が記載されている場合において、それぞれの附属書類の閲覧につき添付を要する「利害関係を証する書面」が共通するときは、1通のみ添付されていれば足りる（平28.6.23民商99号）。

(4) 登記官による処分

ア 申請の許可又は却下

※ 「(注)」として、以下を追加します。

(注) 閲覧の申請に理由があるとは認められず、これを却下すべき場合としては、例えば、申請書に必要な事項の記載がされていない場合、申請書に必要な添付書面が添付されていない場合又は閲覧しようとする部分についての利害関係があるとは認められない場合等がこれに該当する（平28.6.23民商99号）。

イ 利害関係の審査

※ 「(注)」として、以下を追加します。

(注) 例えば、会社法に基づき取締役個人に対する損害賠償請求の訴えを提起するに当たり、民事訴訟の訴状の送達先を把握する必要があるなどとして附属書類の閲覧が申請された場合において、取締役の住所が記載された附属書類として、取締役が就任を承諾したことを証する書面と取締役の本人確認証明書の双方につき閲覧の申請がされたときは、取締役が就任を承諾したことを証する書面の閲覧のみを許可し、当該取締役の本人確認証明書の閲覧には利害関係を有しないものと判断される（平28.6.23民商99号）。

なお、閲覧の申請人が、取締役の本人確認証明書のみを閲覧を申請した場合も同様である（平28.6.23民商99号）。

4 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合等における登記の申請書に添付すべき書面に関する改正

(1) 登記すべき事項につき株主又は種類株主全員の同意を要する場合

※ 「ウ」として、以下を追加します。

ウ 具体例

規則 61 条 2 項に規定する書面としては、代表取締役の作成に係る同項第 1 号又は第 2 号に定める事項を証明する書面であって、登記所に提出された印鑑が押印されたものがこれに該当する（平 28. 6. 23 民商 99 号）。

株主全員の同意を要する場合：書式例 1-1，記載例 1-1-1，1-1-2

種類株主全員の同意を要する場合：記載例 1-1-3

(2) 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合

ア 株主総会の決議を要する場合

※ 以下の文章を追加します。

登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合における規則 61 条 3 項に規定する書面には、株主総会に出席した株主に限らず、自己株式等の議決権を有しない株式の株主を除き、当該株主総会において、当該決議事項につき議決権を行使することができた株主全ての中から対象となる株主が記載されている必要がある（平 28. 6. 23 民商 99 号）。

イ 種類株主総会の決議を要する場合

※ 以下の文章を追加します。

登記すべき事項につき種類株主総会の決議を要する場合における規則 61 条 3 項に規定する書面には、種類株主総会に出席した株主に限らず、自己株式等の議決権を有しない株式の株主を除き、当該種類株主総会において、当該決議事項につき議決権を行使することができた株主全ての中から対象となる株主が記載されている必要がある（平 28. 6. 23 民商 99 号）。

ウ 具体例

※ 「ウ」として、以下を追加します。これに伴い、従前の「ウ」を「エ」に変更します。

規則 61 条 3 項に規定する書面としては、代表取締役の作成に係る同項に規定する事項を証明する書面であって、登記所に提出された印鑑が押印されたものがこれに該当する（平 28. 6. 23 民商 99 号）。

株主総会の決議を要する場合：書式例 1-2，記載例 1-2-1，1-2-2，1-2-3

種類株主総会の決議を要する場合：記載例 1-2-4

以上